

飼養衛生管理基準（馬）平成23年9月30日公布

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定 2 衛生管理区域の設定	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、

	衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 厩舎に立ち入る者の消毒	5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
IV 野生動物等からの病原体の侵入防止 6 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	6 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
7 飲用に適した水の給与	7 飼養する馬に飲用に適した水を給与すること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保 8 厩舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	8 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒を行うこと。
9 空房の清掃及び消毒	9 馬の移動又は出荷により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒を行うこと。
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	

10 馬に異状が確認された場合の移動及び出荷の停止	10 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。
11 毎日の健康観察	11 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。
12 馬を導入する際の健康観察等	12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入すること。導入した馬に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
13 馬の移動又は出荷時の健康観察	13 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に当該馬の健康状態を確認すること。
14 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存	14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 （１）導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 （２）移動又は出荷を行った馬の種類、頭数、健康状態、移動又は出荷先の農場等の名称及び移動又は出荷の年月日 （３）飼養する馬の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢
Ⅶ 大規模所有者に関する追加措置	

15 獣医師等の健康管理指導	15 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。
16 情報の周知	16 大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。